



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1024 大規模小売店舗の変更の届出

(商工振興課)..... 1

1025 "

(")..... 2

○ 公告

二級河川亀の川水系河川整備計画の策定

(河川課)..... 3

入札公告

(総務事務集中課)..... 8

告 示

和歌山県告示第1024号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグキリン御坊店

和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1 他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社東海セイムス 代表取締役 檜垣正二

三重県松阪市久保町1456番地4

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 末田義彦

和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1

株式会社プラス 代表取締役 野田正史

和歌山県田辺市宝来町17番12号

(変更後)株式会社東海セイムス 代表取締役 檜垣正二

三重県松阪市久保町1456番地4

株式会社プラス 代表取締役 野田正史

和歌山県田辺市宝来町17番12号

4 変更年月日

平成22年4月1日

- 5 変更した理由
合併による法人名変更のため。
- 6 届出年月日
平成22年10月25日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌359番地）
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成22年11月2日から平成23年3月2日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1025号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成22年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグキリン万呂店、プライスカット田辺下万呂店
和歌山県田辺市下万呂字裏代416-2 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社東海セイムス 代表取締役 檜垣正二
三重県松阪市久保町1456番地4
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 末田義彦
和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山県和歌山市中島185番地の3
(変更後) 株式会社東海セイムス 代表取締役 檜垣正二
三重県松阪市久保町1456番地4
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 4 変更年月日
平成22年4月1日
- 5 変更した理由

合併による法人名変更のため。

6 届出年月日

平成22年10月25日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

田辺市産業部商工振興課 (田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F)

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課 (田辺市朝日ヶ丘23-1)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成22年11月2日から平成23年3月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

公 告

公 告

河川法 (昭和39年法律第167号) 第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川亀の川水系河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公告する。

平成22年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第 1 章 亀の川水系の流域及び河川の概要

1. 1 流域の概要

1. 1. 1 地形

亀の川は、その源を長峰山中に発し、古亀の川が堆積した地層を深く刻んでできた海南市南野上谷から、阪井、小野田の中流部を経て、且来より下流に広がる沖積平野、布引砂州を西へ切って直進し、和歌浦湾に河口を開く、流域面積 21.5km²、流路延長約 14km の二級河川である。

1. 1. 2 地質

上中流域を中心に変成岩 (黒色片岩) を主体とした山地・丘陵地が広がるが、中流・下流の河道沿いには砂層による沖積平野が開け、住宅地、水田に利用されている。

1. 1. 3 気候

亀の川流域は瀬戸内海式気候に属する県北部に位置し、近年の年平均降水量は約 1,350mm と少なく、年平均気温は約 17℃と温暖な気候となっている。

1. 1. 4 流域の歴史・文化

流域の大半を占める海南市は、歌枕として多くの和歌に詠まれるなど、名勝の地として有名であった。また、古くは熊野詣での要衝の地として、近世では、漆器、和傘をはじめとした特産品に恵まれ商業地として栄えてきた。

亀の川流域は、古くから開発された水田地域であり、流域内に条里遺構が確認されている。この遺構は、正南北の条里地割となっており、熊野古道沿いの多田、且来集落の道路はこの地割に沿っている。

亀の川は、古くは現紀三井寺川の河道を流下していたが、氾濫を繰り返していたため、江戸時代に井沢弥惣兵衛らにより現在の位置に付け替えられた。また、これを契機とし、

地域のかんがい計画が促進され、同じく井沢弥惣兵衛により県下最大級のため池である亀池が完成しており、下流域の約 300ha が潤うこととなった。

1. 1. 5 土地利用

流域は、河口から中下流付近にかけて沖積平野が広がることから、県内では比較的平地が多く、住宅地や水田が広がっている。

土地利用は山地約 80%、市街地約 10%、田畑約 10%の割合となっている。

1. 1. 6 人口

亀の川流域は下流部の一部（和歌山市）を除いて海南市に属する。

和歌山市、海南市における人口は、平成 17 年度国勢調査においては、それぞれ 375,591 人、57,744 人であり、昭和 60 年以降減少傾向にある。また、平成 12 年と比べ、推計世帯数はそれぞれ和歌山市 145,339 世帯、海南市 20,650 世帯と微増傾向、世帯当たりの人口はそれぞれ 2.58、2.80 人/世帯と減少傾向にあり、核家族化が進みつつある。

1. 1. 7 産業

和歌山、海南両市とも第 3 次産業の割合が高く、就業人口比率は約 6～7 割を占めている。また、海南市は第 2 次産業の割合が和歌山市に比べて高いことが特徴的である。

流域の大半を占める海南市は、もとより工芸の町として知られ、主要産業として、生活関連グッズの漆器・日用家庭用品・家具産業が地場産業として古くから発展してきた。なかでもトイレ、バス、キッチン用品などを生産する家庭用品産業は、現在海南市を代表する地場産業となっており、特に水まわり品は全国シェアの約 80%を超え、和歌山県を代表する地場産業の一つとなっている。また、黒江地区周辺は日本四大漆器の一つである「紀州漆器」の産地として知られ、漆器工芸を生かした観光にも取り組んでいる。

一方で、旧頭脳立地法に基づいて整備された海南インテリジェントパークには、大学の研究所や研究開発型の企業が進出しており、同パークの中核施設である和歌山リサーチラボ内のテナントオフィスでは、IT 関連企業を中心にさまざまな企業が事業活動を展開している。

第 2 章 亀の川の現状と課題

2. 1 治水の現状と課題

亀の川は、古くは現紀三井寺川の河道を流下していたが、氾濫を繰り返していたため、江戸時代に現在の位置に付け替えられた。近年では、昭和 51 年 9 月の台風 17 号出水により、中下流部を中心に浸水面積 100ha 以上、床上浸水家屋約 300 戸、床下浸水家屋約 1,800 戸に及ぶ甚大な被害を被った。これを契機として、下流部を中心に築堤護岸整備や河川幅の狭小な区間での拡幅整備が行われてきた。しかしながら平成元年 9 月の集中豪雨による床上・床下浸水家屋約 90 戸に及ぶ被害や、近年では平成 7 年、12 年、13 年と浸水被害が発生し、また平成 21 年 11 月の集中豪雨においても、床上・床下浸水家屋約 50 戸の被害が発生していることから、治水上の安全性に問題があり、早急に治水対策を行う必要がある。

2. 2 利水の現状と課題

亀の川は、慣行水利により農業用水としての利用が盛んであり、多くの堰が設けられている。近年、渇水による被害は報告されていないが、経年的な河川流況を把握・蓄積して、正常な河川流量の確保に向け、適正な水利用が図られるよう努める必要がある。

2. 3 河川環境の現状と課題

上流域ではコナラやシイ、カシ等の萌芽林が広がり、果樹園（ミカン）も多く分布している。この付近の河道は瀬と淵が連続する自然河道の様相を呈し、河畔林の発達する区間も見られ、オイカワ、カワムツ、トウヨシノボリ、清流を好むドンコなども確認されている。中流域の山麓斜面にはアカマツ林が優勢になり、河道は狭い平地部を緩やかに蛇行しながら流れる。生態系は比較的豊であり、オイカワやカワムツの他、アブラボテやイトモロコ、メダカなどの淡水魚や、サギ類やシギ・チドリ類、カワセミなどの鳥類が確認されている。下流域は広い平野部になり、河道は直線的、人工的な景観となるが、河道内にはヨシ・マコモ等が繁茂し、オイカワやメダカ、アブラボテ、イトモロコ等の魚類やカワセミやシギ・チドリ類、サギ類等の鳥類も多く確認されている。汽水域では、河道は単断面で直線的な整備が行われており、潮位の影響により干満時以外、流れは感じられない。また、河口付近では植生の少ない滞水面が広がるが、羽鳥橋から上流では、ヨシ・マコモ群落等の湿地植物群落が見られる。魚類はシロギスやヒメハゼ、ウロハゼなどが優占し、早春には水質改善のシンボルとされるシロウオが近年確認されている。大坪川合流地点より上流付近ではギンブナやカダヤシ、メダカ、ウキゴリ、カネヒラなどの淡水魚の生息が確認されている。鳥類は、河口ではカモメが確認され、紀三井寺団地付近では住宅地環境を反映してスズメ、ムクドリが確認されている。

亀の川の水質については、環境基準は未設定であるが、近年、水素イオン濃度（pH）・浮遊物質（SS）・溶存酸素量（DO）については環境基準値 A 類型相当を満足し、BOD 値についても 1~2 mg/l 程度となっており、環境基準値 A 類型相当を満足している。しかし、大腸菌群数については環境基準値 B 類型相当を超えた数値を示している。

また、亀の川では、親水空間整備等は行われておらず、全川を通して 1 : 0.5 勾配のブロック積護岸等により整備が行われていることから、親水活動は上流域を除いてほとんど行われていない。

亀の川流域の自然環境や水質、水辺の利用のしやすさに対する住民の意見としては、半数以上が「好ましくない」と感じており、自然環境の保全・創出や水質の改善、水辺利用施設整備等、人と自然環境が共生する川づくりに努める必要がある。また、水質については、一部で生活排水・汚水の流入により臭い、汚いとの意見も聴かれることから、流入負荷の軽減による水質の向上が望まれる。

第 3 章 亀の川水系河川整備計画の目標に関する事項

3. 1 河川整備計画の対象区間

二級河川亀の川水系の河川のうち、和歌山県知事が管理する全区間を対象とし、そのう

ち背後地の資産状況、過去の浸水状況を踏まえ、洪水対策として概ね最大 60 分雨量 60mm の降雨により発生する洪水に対する安全度の満たされていない区間で、特に重要と考えられる下記の区間について計画的に河川工事を実施する。また高潮による被害を防ぐため、高潮の影響を受ける区間については高潮対策を実施する。

3. 2 河川整備計画の対象期間

本河川整備計画は、亀の川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものであり、その対象期間は計画策定から概ね 30 年間とする。

なお、本整備計画は、現時点での地域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定するものであり、策定後の状況変化や新たな知見・技術の進歩等の変化が生じた場合には、適宜、河川整備計画を見直すものとする。

3. 3 計画の目標に関する事項

亀の川は、下流域は和歌山市、上流域は海南市を流下する河川であり、和歌山、海南両市に安らぎの場、憩いの場を提供するものである。河川整備計画では、流域及び河川の現状を踏まえ、治水及び利水との整合性、河川の自然環境の保全と創出、良好な水質の維持、人々に親しまれる河川空間の形成を考慮し、流域住民との連携に努め、沿川地域と河川が調和した安全な川づくりにより、治水安全度の向上を図る。

3. 3. 1 洪水、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項

洪水対策として 10 年に一度程度の確率で発生する規模の大雨（概ね最大 60 分雨量 60mm）が降った場合に発生する洪水を安全に流下させることを目標とし、高潮対策としては、昭和 36 年 9 月の第 2 室戸台風と同規模の高潮から沿岸地を防御することを目的として、河川幅の拡幅、築堤の整備を進め治水安全度の向上を図る。

また、整備途上段階における施設能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水又は東南海・南海地震等による津波が生じた場合にも被害を最小限に抑えるため、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、水防時における住民の自主防災意識の向上等、総合的な被害軽減対策を関係機関や沿川住民と連携して推進する。

3. 3. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

亀の川の河川水は農業用水として利用されており、河川水の適正な利用については、かつすい 濁水による被害は報告されていないが、流水の正常な機能を維持するため、濁水時の流況とともに水利使用の実態を把握し、それらをもとに関係機関と連携を図りながら適正かつ効率的な水管理、水利用が図られるように努める。

3. 3. 3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水及び利水との整合や関係自治体等と調整を図り、住民にとって親しみやすく新しい魅力を創出する川を実現するため、身近な自然を保全するとともに、沿川地域の環境との連続性や上下流への連続性に配慮し、生き物にも優しい川づくりを進める。瀬・淵の連続性や水域から陸域への植生の連続性はオイカワ等の魚類の重要な生息環境となるだけでなく、サギ、シギ、チドリやカワセミ等の鳥類を含め全て

の生物の生息環境として重要である。また、魚道設置による連続性の確保はウロハゼやトウヨシノボリなどの汽水魚に限らず全ての魚類の移動に必要不可欠である。これらは豊かな景観を構成する重要な要素でもあり、保全・創出に努める。さらに、地域の人々には川に関する情報を的確に発信して川と人々のふれあいの機会を増加させ、川への理解をより深めながら総合的に保全と利用が図れるように努める。また、亀の川における現状の水質は、BOD 値で 1~2mg/l 程度で環境基準値 A 類型相当を満足しているが、今後、良好な水質を維持していくためにも、関係機関や地域住民等と連携し、流入負荷の軽減を図るとともに、定期的な水質監視、情報交換を行う。

第 4 章 河川の整備と実施に関する事項

4. 1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

4. 1. 1 流下能力向上対策等

計画区間について河川整備を行うことにより 10 年に一度程度の確率で発生する概ね最大 60 分雨量 60mm の降雨規模の洪水における基準地点羽鳥橋での流量 190m³/s を安全に流下させるものとする。また、高潮の影響を受ける区間において高潮対策を実施する。なお、計画高潮位は、T.P+3.00m とする。

河川整備の実施にあたっては、自然環境や周辺景観に十分配慮し、地域住民や関係機関等と協議・調整の上、河川工事を進めていく。また、堰等の改築については、施設管理者と調整のうえ決定する。

4. 2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

4. 2. 1 河川維持の目的

河川の維持に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する環境機能、オープンスペースとしての機能、レクリエーション機能、防災機能等の多面的な機能を十分発揮できるように、具体的な維持管理内容を定めた河川維持管理計画を策定し定期的な巡視および点検を行い、さらに住民とのパートナーシップを維持発展させ適切に管理を行っていくものとする。また、河川での不法投棄・不法占用等がみとめられる場合は、流域自治体や関係機関と連携し、啓発や指導を行う等適切な処理を行う。

4. 2. 2 河川の維持の種類及び施工の場所

(1) 河道の維持

出水期前後等に巡視を行うほか、平常時は住民からの情報提供を受けて、河道内において、土砂、流木、樹木等によって川の流れが阻害されていないか点検しその結果、治水上問題があると判断した場合には、洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分に発揮できるように河道断面の維持に努める。

(2) 河川管理施設の維持

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、機能の低下を防止するため

の修繕、機器の更新を行うとともに、施設自体の質的低下を防止するための補修等の対策を行う。

(3) 許可工作物の指導・監督

堰や橋梁などの河川^{かせんせんようしせつ}占用施設の新設や改築・修繕等が、治水上の安全性や、流水の正常な機能を損なうことなく、また、河川環境に配慮して水生生物などの生息環境への影響が最小限となるように施設管理者への指導・監督を行う。

(4) 水量・水質の保全

関係機関との連携のもと、経年的な水位や水質観測データを収集し、水量や水質の現状を把握するために環境情報の整備に努める。

水質については、流入負荷軽減に向け、法令に基づく^{はいすいきせい}排水規制の徹底や、河川環境保全の意識の啓発など自治体・地域と協働し、水質の保全に努める。また、水質事故が発生した場合は、関係機関との連携により適切に対処する。

4. 3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

土地利用の変化や一部区間の流下能力不足等に伴う浸水被害の軽減・解消のため、流域からの雨水の急激な流出を抑制するため公共施設等を利用するなど、地元自治体や施設管理者と協働して流出抑制対策を実施し、流域の総合的な治水対策の推進に努めるほか、上下流バランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を実施する。

また、異常気象や集中豪雨に見られるような計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合には、甚大な被害が予想される。人命、資産などの被害を最小限にとどめるには、河道改修による流下能力の拡大の推進などのハード面の整備だけでなく、住民一人ひとりが地域の水防体制の必要性と内容を理解し、自主的な防災活動を行うことが重要である。

そのため、関係機関と連携し降雨時における雨量や水位等に関する情報を幅広く収集し、提供することによって水防活動を支援し、被害の軽減に努める。

さらに、関係機関と協力し、災害情報の伝達体制や避難誘導體制の充実、住民の防災意識の高揚等によるソフト面での対策として、洪水時の破堤等による浸水情報と避難方法等に係る情報を、住民にわかりやすく事前に提供し、平常時からの防災意識の向上と自発的な避難の心構えを養い、警戒時・災害時における住民の円滑かつ迅速な避難が行われるよう努める。

なお、文章中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、海草振興局建設部工務課、海草振興局建設部海南工事事務所に備え付け、縦覧に供する。

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成22年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号
平成22年度 調達案件番号 02100006001号
- (2) 調達案件名
高速液体クロマトグラフィー質量分析装置
- (3) 調達物品の名称及び数量
高速液体クロマトグラフィー質量分析装置 1式
- (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (5) 納入期限
平成23年2月28日 (月)
- (6) 納入場所
和歌山県工業技術センター (和歌山市小倉60番地)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成8年和歌山県告示第266号) の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「理化学機械器具」に記載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
- (2) 期間
平成22年11月2日 (火) から同年12月6日 (月) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) 第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所
3の (1) に同じ。
- (2) 期間
3の (2) に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室 (本館1階)
 - イ 入札日時
平成22年12月13日 (月) 午前10時から
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
- (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成22年12月10日(金)午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成22年12月10日(金)午前9時から同月13日(月)午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合があります。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : High performance liquid chromatography Mass Spectrometer system 1 set

(2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 13 December 2010

(3) Contact point for the notice : Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2294